

北上市告示甲第50号

北上市老人保護措置費支弁要綱（平成28年北上市告示甲第 9 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 8 月 4 日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前

(事務費)

第 4 [略]

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に係る被措置者 1 人当たりの一般事務費（月額）は、措置指針に基づき、次表の額とする。ただし、人件費は人件費基本分と処遇改善分の合算額とする。

入所定員数 (人)	人件費（円）		管理費 (円)
	人件費 基本分	処遇改善分	
41～50	113,300	毎年 4 月 1 日現在の支援員 数（常勤換算）に 9,000 円 を乗じた額を定員数で除し た額（1 円未満切捨て）	9,170
51～60	95,100		7,790
61～70	93,500		7,690

改正後

(事務費)

第 4 [略]

2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設に係る被措置者 1 人当たりの一般事務費（月額）は、措置指針に基づき、次の各号に掲げる額を合算した額とする。この場合において、人件費は、第 1 号に規定する人件費基本分及び第 2 号に規定する処遇改善分の額を合算した額とする。

(1) 人件費基本分及び管理費は、次表の額とする。

入所定員数（人）	人件費基本分（円）	管理費（円）
41～50	113,300	9,170

3 [略]
(生活費)

第5 生活費は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 一般生活費は、措置指針に基づき、次表の額とする。

区分		生活費 基準額 (円)	冬期加算 (円) (11月から3月まで)
養護老人ホーム	基本額	54,424	[略]

51～60	95,100	7,790
61～70	93,500	7,690

(2) 処遇改善分の額は、次のアからエまでに掲げる額を合算した額とする。

ア 支援員処遇改善分（令和4年度改定分） 毎年4月1日現在の支援員数（常勤換算）に9,000円を乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）

イ 職員処遇改善分（令和8年度改定分） 毎年4月1日現在の職員数（常勤換算）に10,000円を乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）

ウ 支援員処遇改善分（令和8年度改定分） 毎年4月1日現在の支援員数（常勤換算）に7,000円を乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）

エ 支援員定期昇給分（令和8年度改定分） 毎年4月1日現在の支援員数（常勤換算）に2,000円を乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）

3 [略]
(生活費)

第5 生活費は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 一般生活費は、措置指針に基づき、次表の額とする。

区分		生活費 基準額 (円)	冬期加算 (円) (11月から3月まで)
養護老人ホーム	基本額	57,464	[略]

入所者

[略]

(2)～(5) [略]

(措置費の特例)

第10 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般事務費（月額）の額は、第4第2項の規定にかかわらず、次表の額とする。

入所定員数 (人)	人件費（円）		管理費 (円)
	人件費 基本分	処遇改善分	
41～50	112,000	毎年4月1日現在の支援員数（常勤換算）に15,000円を乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）	9,060
51～60	94,000		7,700
61～70	92,400		7,600

2 令和6年6月1日から令和6年7月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般事務費（月額）の額は、第4第2項の規定にかかわらず、次表の額とする。

入所定員数 (人)	人件費（円）		管理費 (円)
	人件費 基本分	処遇改善分	
41～50	113,300	毎年4月1日現在の支援員数（常勤換算）に15,000円	9,170
51～60	95,100		7,790

入所者			
[略]			
(2)～(5) [略]			
(措置費の特例)			
第10 令和8年4月1日から令和8年5月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、人件費のうち処遇改善分の額は、第4第2項第2号イからエまでの規定にかかわらず、同号イ中「10,000円」とあるのは「30,000円」と、同号ウ中「7,000円」とあるのは「15,000円」と、同号エ中「2,000円」とあるのは「12,000円」とする。			
2 令和8年4月1日から令和8年7月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般生活費の額は、第5第1号の規定にかかわらず、同号の表中「57,464」とあるのは、「54,424」とする。			

61～70	93,500	を乗じた額を定員数で除した額（1円未満切捨て）	7,690
-------	--------	-------------------------	-------

3 令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの特別事務費の額は、第4第3項本文の規定にかかわらず、特別事務費月額とする。

4 令和6年4月1日から令和6年7月31日までの期間に係る措置費の算定にあつては、被措置者1人当たりの一般生活費の額は、第5第1号の規定にかかわらず、次表の額とする。

区分		生活費 基準額 (円)	冬期加算（円） (11月から3月まで)
養護老人ホーム 入所者	基本額	52,600	6,080
入院した場合	入院患者 日用品費	24,250	生活保護法（昭和25年 法律第144号）による 保護基準に定められた 入院患者日用品費の地 区別冬期加算相当額

備考 改正部分は、下線の部分である。